別添2 木造建物数量積算基準

(適用範囲)

第1 この数量積算基準に定める諸率を適用することができる建物の用途の区分は、次表のとおりとする。

用途区分表

用途	適用することができる建物
専 用 住 宅	専用住宅のほか、併用(店舗、事務所)住宅、診療所、医院等で構造及び 間取りの形状が専用住宅に類似するもの
共 同 住 宅	共同住宅のほか、家族寮、独身寮、病院、老人ホーム等で構造及び間取り の形状が共同住宅に類似するもの
店舗、事務所	店舗、事務所のほか、信用金庫、郵便局、公民館、集会所、校舎、園舎等 で構造及び間取りの形状が店舗、事務所に類似するもの
工場、倉庫	工場、倉庫のほか、作業所等で構造及び間取りの形状が工場、倉庫に類似 するもの

(適用方法)

第2 この数量積算基準に定める諸率の適用方法については、次条以下に定めるところによる。この場合において、次条以下の表により算出された数値がそれぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

(仮設工事費)

- 第3 仮設工事費の算出に用いる仮設工事面積は、次の方法により算出する。 仮設工事面積 = 延床面積 × 規模補正率 × 建物形状補正率
 - 一 規模補正率は、次表の延床面積の区分に対応した率とする。

区分	I	II	Ш	IV	V	VI	VII
延床面積	50 m²未満	50 m²以上 70 m²未満		100 m²以上 130 m²未満			250 ㎡以上
補正率	1. 15	1. 10	1.05	1.00	0.90	0.85	0.75

二 建物形状補正率は、次表の建物形状(1階の外壁の面数)に対応した率とする。

建物の形状	I	П	Ш
判断基準	外壁面が6面以下の建物	外壁面が7面以上10面以下の建物	外壁面が11面以上の建物
補 正 率	1.00	1.10	1.20

三 築年次が異なる建物が接合している場合の仮設工事面積の算出にあたっては、一体の建物として延床面積を算出することとし、それに対応した規模補正率及び建物形状補正率を用いるものとする。

(基礎工事費)

- 第4 基礎工事費の算出に用いる布基礎長及び東石数量は、次の方法により算出する。
 - 一 布基礎長は、1階床面積に基礎率を乗じた値とする。なお、べた基礎の立ち上がり 部分の布基礎長にあっては、1階の底盤部分の施工面積に基礎率を乗じた値とする。 また、これらの布基礎長の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分及び各用途に対応 した率とする。
 - ア 布コンクリート等基礎

布基礎長 = 1階床面積 × 基礎率

イ べた基礎の立ち上がり部分

布基礎長 = 1階の底盤部分の施工面積 × 基礎率

二 東石数量は、1階床面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。なお、専用住宅以外の用途にあっては、個別に算出した東石施工面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。また、これらの東石数量の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分に対応した率とする。

ア 用途が専用住宅の場合

東石数量 = 1階床面積 × 基礎率

イ 用途が専用住宅以外の場合

東石数量 = 東石施工面積 × 基礎率

- 2 1階が2以上の用途に区分されているときは、1階床面積に対応した面積区分において用途ごとに対応した基礎率により基礎長を算出する。
- 3 一つの用途の場合において基礎の種類が異なる場合は、その種類ごとに施工面積を算出し、面積区分に対応した基礎率により基礎長を算出する。
- 4 建物の形状又は間仕切りの状況から、次表の基礎率を使用することが困難と認められるときは、別途個別に基礎長を算出する。

基 礎 率 [1階床面積1㎡当たり]

	面積	区 分		I	П	Ш	IV
用	途	種 類	単位	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満
亩 田	企	布基礎	m	1. 16	1. 10	1. 04	0.96
専用	住宅	東石	個	0. 43	0. 44	0. 45	0. 47
共 同	住宅	布基礎	m	1. 18	1. 13	1. 07	1. 00
店舗・	事務所	布基礎	m	0. 95	0.89	0.84	0.76

面積	区分		V	VI	VII
用途	種 類	単位	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
専用住宅	布基礎	m	0.88	0. 85	0.79
中 用 住 七	東石	個	0. 48	0. 51	0. 55
共 同 住 宅	布基礎	m	0. 92	0.89	0.84
店舗・事務所	布基礎	m	0. 69	0. 65	0. 59
工場・倉庫	布基礎	m	0. 41	0. 34	0.28

(軸部工事費)

第5 軸部工事費の算出に用いる木材材積量は、次の方法により算出する。なお、木材材積量の算出に用いる木材材積率は、次表の用途、柱径、柱長及び面積区分に対応した率とする。

木材材積量 = 延床面積 × 木材材積率

- 2 併用住宅である場合又は現状では一つの用途の建物であっても建築時に異なる用途で 建築されている場合は、その用途ごとに床面積を算出し、次表の延床面積に対応した面 積区分において、用途毎の木材材積率により木材材積量を算出する。
- 3 1階と2階の柱長が異なる場合は、それぞれの床面積ごとに延床面積に対応した木材 材積率を乗じることにより木材材積量を算出する。

木 材 材 積 率 [延床面積1㎡当たり]

			I	П	Ш	IV	V	VI	VII
用途	柱径	柱長	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
	90 mm ×	3.00 m	0. 19	0. 18	0. 17	0. 16	0. 15	0. 13	0. 12
	90 mm	4.00 m	0. 20	0. 19	0. 18	0. 17	0. 16	0. 14	0. 13
専用住宅	105 mm ×	3.00 m	0. 21	0. 20	0. 19	0. 18	0. 16	0. 14	0. 13
	105 mm	4.00 m	0. 23	0. 22	0.21	0. 19	0. 18	0. 15	0. 15
	120 mm	3.00 m	0. 24	0. 23	0. 22	0. 20	0. 19	0. 16	0. 15
	120 mm	4.00 m	0. 26	0. 25	0. 24	0. 22	0. 20	0. 18	0. 17
	90 mm ×	3.00 m	0. 18	0. 17	0. 17	0. 16	0. 14	0. 12	0. 11
	90 mm	4.00 m	0.20	0.19	0.18	0. 17	0.15	0.13	0. 12

I		ļ		ļ		ļ			
共同住宅	105 mm ×	3.00 m	0. 20	0. 19	0.18	0. 17	0.16	0. 13	0. 13
	105 mm	4.00 m	0. 22	0. 21	0.20	0. 19	0. 17	0. 15	0. 14
	120 mm	3.00 m	0. 23	0. 22	0.21	0. 20	0.18	0. 15	0. 14
	120 mm	4.00 m	0. 25	0. 24	0. 23	0. 22	0.20	0. 17	0. 16
	90 mm	3.00 m	0. 16	0. 15	0.14	0. 13	0.12	0.10	0.09
rt: 6+	90 mm	4.00 m	0. 17	0. 16	0. 16	0. 15	0. 13	0. 11	0. 10
店 舗・ 事務所	105 mm	3.00 m	0. 18	0. 17	0.16	0. 15	0.13	0.11	0.10
	105 mm	4.00 m	0. 19	0. 18	0. 17	0. 16	0. 15	0. 12	0.11
	120 mm	3.00 m	0. 20	0. 19	0.18	0. 17	0. 15	0.13	0. 12
	120 mm	4.00 m	0. 22	0. 21	0. 20	0. 19	0. 17	0.14	0. 13
	90 mm	3.00 m	0. 15	0. 14	0.14	0. 13	0.11	0.09	0.08
ア 坦	90 mm	4.00 m	0. 16	0. 15	0. 15	0. 14	0. 12	0. 10	0.09
工場・ 倉庫	105 mm	3.00 m	0. 17	0. 16	0. 15	0. 14	0. 13	0. 10	0.09
	105 mm	4.00 m	0. 18	0. 17	0. 16	0. 15	0. 14	0.11	0. 10
	120 mm	3.00 m	0. 19	0. 18	0.17	0. 16	0. 15	0.12	0.11
	120 mm	4.00 m	0. 21	0. 20	0. 19	0. 18	0. 16	0. 13	0. 12

注 木材材積量に含まれる構成部材は、次表のとおりである。

区分	部 材 名 称
柱材	通し柱、構造柱、造作柱、化粧柱、半柱
下層横架材	土台、火打土台、床束、大引、根太
上層横架材	軒桁、妻梁、大梁(化粧梁)、梁、床梁、火打梁、胴差
小 屋 組 材	小屋束、母屋、棟木、谷木、隅木、垂木掛、垂木
構造補助材	間柱、筋違、窓台、窓まぐさ、根太掛
仕上げ材	回り縁、付け鴨居、長押、敷居、鴨居、額縁、三方枠、畳寄せ、幅木、上り框、破風板、鼻隠し、押入中棚
羽 柄 材	野地板、胴縁(板)、野縁

- 4 柱径が120ミリメートルを超え、若しくは柱長が4メートルを超える建物又は建物の各部位の施工状況が通常でない建物の木材材積量は、次の各号に定めるところにより補正して求める。この場合において複数の補正を必要とするときは、それぞれの補正率を相乗する。
 - 柱径 (120mm超から180mmまで) の補正を要する建物 補正後の木材材積量 = 木材材積量 (当該建物の延床面積区分に応ずる柱径120m m・柱長のもの) × 下表に掲げる補正率

柱 径	補正率
$135 \text{ mm} \times 135 \text{ mm}$	1. 20

別記6-1-1 -21-

$150~\mathrm{mm}~ imes~150~\mathrm{mm}$	1. 30
$165~\mathrm{mm}~ imes~165~\mathrm{mm}$	1. 45
180 mm × 180 mm	1. 60

二 柱長(柱長4m超から5mまで)の補正を要する建物 補正後の木材材積量 = 木材材積量(当該建物の延床面積区分に応ずる柱径・柱 長4mのもの)× 下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
90 mm × 90 mm	1. 04
$105~\mathrm{mm}~ imes~105~\mathrm{mm}$	1. 08
120 mm × 120 mm	1. 09

三 各部位の施工状況で補正を要する建物

補正後の木材材積量 = 木材材積量(当該建物の延床面積に応ずる柱径・柱長の もの)× 下表に掲げる割引率を用いて算出した補正率 (1-各部位の割引率の和)

ア 用途が店舗、事務所の場合

部位	判 断 基 準	割引率		
床	床 店舗・事務所内の1階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合			
間仕切壁	間仕切壁 店舗・事務所内の面積が20㎡以上で間仕切壁等が一切無 い場合			
内 壁	店舗・事務所内に内壁等(間仕切壁を除く。)が一切施工されていない場合	0.06		
天 井	店舗・事務所内に天井が一切施工されていない場合	0.03		

イ 用途が工場、倉庫の場合

部位	判断基準				
床	工場・倉庫内の1階床が土間コンクリート等で仕上げられ ており、木材による床組等が施工されていない場合				
間仕切壁	間仕切壁 工場・倉庫内の面積が20㎡以上で間仕切壁等が一切無い 場合				
内 壁	工場・倉庫内に内壁等(間仕切壁を除く。)が一切施工されていない場合	0.04			
天 井	工場・倉庫内に天井が一切施工されていない場合	0.03			

5 築年次が異なる建物が接合している場合の木材材積量の算出にあたっては、一体の建物として延床面積を算出することとし、それに対応した木材材積率を用いるものとする。

(屋根工事費)

第6 屋根工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出する。なお、屋根勾配伸び率は、次表による。

施工面積 = 屋根伏面積 \times 屋根勾配伸び率 $(\sqrt{1 + (勾配)^2})$

勾 配	1/10	1. 5/10	2/10	2. 5/10	3/10	3.5/10	4/10
伸び率	1.005	1.011	1. 020	1.031	1.044	1. 059	1.077
勾 配	4.5/10	5/10	5. 5/10				
伸び率	1. 097	1. 118	1. 141				

(外壁工事費)

第7 外壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式集様式第20-1号により求める。この場合の外部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

施工面積 = 外壁面積 (開口部面積を含む。) - 外壁開口部面積

(内壁工事費)

第8 内壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式集様式第20-1号により求める。この場合の内部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

施工面積 = 内壁面積 (開口部面積を含む。) - 内壁開口部面積

2 階段室の内壁施工面積は、次表に掲げる面積を標準とする。

階段の形式	内壁施工面積	備考		
直 階 段 廻り階段 折返し階段	10.80 m²	1階床より2階床までの面積		

(床工事費)

第9 床工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式集様式第20-1号により求める。ただし、畳敷きについては、畳の材種ごとの数量(帖数)の合計を求める。

(天井工事費)

第10 天井工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式集様式第20-1号により求める。

(開口部〔金属製建具〕工事費)

- 第11 開口部 [金属製建具] 工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出 するものとし、様式集様式第20-1号により求める。
 - サッシュ窓(ルーバー及び固定式を除く。)は、次の種類別の窓面積の合計とする。また、サッシュ窓のうちルーバー及び固定式については、各々の窓面積の合計とする。
 - ア 雨戸無し面格子無し
 - イ 雨戸無し面格子有り
 - ウ 雨戸有り鏡板無し
 - エ 雨戸有り鏡板有り
 - 二 玄関、勝手口、窓手摺り、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の箇所数の 合計とする。

(開口部 [木製建具] 工事費)

- 第12 開口部 [木製建具] 工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式集様式第20-1号により求める。
 - 一 木製建具は、次の種類別の建具枚数の合計とする。
 - ア フラッシュ戸 (戸ふすま含む。)
 - イ ガラス戸、窓
 - ウ 雨戸
 - 工 障子
 - オー
 ふすま
 - 二 格子戸、戸袋、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の建具枚数又は箇所数 の合計とする。

(建築設備工事費)

- 第13 建築設備工事費の算出に用いる数量は、次の方法により算出する。
 - 一 電気設備工事費
 - ア 電灯

建物に設置されている電灯の数量とする。

イ スイッチ、コンセント及び分電盤

第18条で調査した規格ごとの数量とする。

ウ 配管配線

建物に設置されている電灯、スイッチ、コンセント及び分電盤の合計数とする。

二 給水、給湯設備工事費

ア 水栓工事費

水栓 (蛇口) の種類ごとの数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水 栓 (蛇口) 数を除いた各々の合計とする。

イ 建物内配管工事費

水栓(蛇口)数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓(蛇口)数

を含む合計とする。

三 建物内排水設備工事費

水栓 (蛇口) 数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓 (蛇口) 数を 含む合計とする。

(共通仮設費)

第14 共通仮設費率は、3パーセントとする。

(諸経費)

第15 諸経費率は、次表の純工事費に対応した率による。

諸経費率表

· 相任其平农								
純工事費(百万円)			諸経費率(%)	純工事費(百万円)			諸経費率(%)	
		10	以下	34. 5	55	を超え 60	以下	22. 4
10	を超え	12	以下	33. 0	60	を超え 70	以下	21.5
12	を超え	14	以下	31.8	70	を超え 80	以下	20.9
14	を超え	16	以下	30.8	80	を超え 90	以下	20.3
16	を超え	18	以下	29. 9	90	を超え 100	以下	19.8
18	を超え	20	以下	29. 2	100	を超え 120	以下	18. 9
20	を超え	22	以下	28. 5	120	を超え 140	以下	18. 2
22	を超え	24	以下	27. 9	140	を超え 160	以下	17.6
24	を超え	26	以下	27. 4	160	を超え 180	以下	17. 1
26	を超え	28	以下	26. 9	180	を超え 200	以下	16. 7
28	を超え	30	以下	26. 4	200	を超え 250	以下	15.8
30	を超え	35	以下	25. 5	250	を超え 300	以下	15. 1
35	を超え	40	以下	24. 7	300	を超え 350	以下	14. 6
40	を超え	45	以下	24. 0	350	を超え 400	以下	14. 1
45	を超え	50	以下	23. 4	400	を超え 500	以下	13. 4
50	を超え	55	以下	22. 8	500	を超えるも	0	12.8
	-				_			

(注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出

される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注 (建築+解体) を単位として 算定された額とする。

なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用は諸経費率に含まれている。